

令和7年第4回東広島市議会定例会

報 告 事 項

令和7年11月

目 次

| | | |
|-------------|------------------|---|
| 報 告 第 2 1 号 | 専決処分の報告について…………… | 1 |
| 報 告 第 2 2 号 | 専決処分の報告について…………… | 3 |
| 報 告 第 2 3 号 | 専決処分の報告について…………… | 5 |
| 報 告 第 2 4 号 | 専決処分の報告について…………… | 7 |
| 報 告 第 2 5 号 | 専決処分の報告について…………… | 9 |

報告第21号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

11万5,000円

(2) 債 権 者

2 専決処分年月日

令和7年10月29日

(報告理由)

令和7年8月21日、東広島市総合福祉センター・東広島保健医療センター駐車場において、職員が公用車から荷物を搬出する際、当該公用車のドアが隣に駐車していた軽自動車に接触し、当該軽自動車の右側面を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第22号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

17万7,000円

(2) 債 権 者

2 専決処分年月日

令和7年11月6日

(報告理由)

令和7年10月1日、八本松東二丁目の私道において、隣接する駐車場に駐車しようとした公用車が民家の塀及びフェンスに接触し、当該塀及びフェンスを損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第23号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

5,789円

(2) 債 権 者

東広島市西条町寺家3925番地1

株式会社プライドフーズ

代表取締役 中 原 寛

2 専決処分年月日

令和7年11月6日

(報告理由)

令和7年6月26日、市道寺家南19号線において、この道路の管理上の^{かし}瑕疵により、道路の一部が陥没していたため、走行中の軽自動車の左側前輪を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第24号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

6,680円

(2) 債 権 者

2 専決処分年月日

令和7年11月6日

(報告理由)

令和7年3月3日、市道下野原線において、この道路の管理上の^{かし}瑕疵により、道路の一部が陥没していたため、走行中の小型自動車の左側前輪を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第 25 号

専決処分の報告について

東広島市手数料条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(報告理由)

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部改正に伴い、条例において引用している同令の条項の整理を行うため、東広島市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(3) 法律又は法律に基づく命令（告示を含む。以下「法令」という。）の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定の整理（一略一）を行うため、条例を改正すること。

専 決 処 分 書

東広島市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をする。

令和7年10月16日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市手数料条例の一部を改正する条例

東広島市手数料条例（平成12年東広島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の52の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表53の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

